

議事要旨(3)資産除去債務専門委員会における検討状況について

冒頭、逆瀬副委員長より、専門委員会では論点整理に寄せられたコメントを踏まえ、基準案作成に向けての方向性を検討していることが報告された。

引き続き、荻原主任研究員より、今後の検討項目を一覧表で確認の後、資産除去債務の範囲に関する論点を中心に、専門委員会での検討状況について以下の説明がなされた。

- ・ 専門委員会では有形固定資産の除去とは何であるか、具体的な範囲として、法令若しくは契約で要求される法律上の義務に加え、それらに準じるものを含むとされているが、実際にはどのようなものが含まれるかについて検討がなされた。
- ・ 資産除去債務の負債としての計上時期は基本的に有形固定資産の当初取得時であるが、有形固定資産の使用の都度債務が発生するケースも考えられることが確認された。
- ・ 金額を合理的に見積ることができないものは負債計上の対象としないことが検討されているが、「合理的に金額が見積れないため計上しない」という判断が安易に行われないう、開示の充実などとあわせて検討する必要性があるとされた。

委員等からは、資産除去債務に対応する除去費用を関連する有形固定資産の簿価を増加させる形で計上するという処理の理論性が理解しにくいとの指摘とともに、資産除去債務の範囲に含まれる取引はかなり限定的なものとするべきではないかといった意見が示された。

以 上